

第

4534
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 7月26日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

◇ その他資本剰余金のマイナス表示

Q：自己株式を処分したら差損が発生し、その他資本剰余金がマイナスになっています。その他資本剰余金はマイナスでもよいのでしょうか？

A：その他資本剰余金のマイナスは認められていません。

【解説】

企業会計では、資本充実の原則から、その他資本剰余金のマイナス表示は認められておらず、マイナスの場合には、その他利益剰余金で補填することになっています。ただし、こうした処理は、資本剰余金がマイナスになっている場合だけの取扱いで、原則的には、その他利益剰余金とその他資本剰余金を振り替えることは認められていないということを認識しておいてください。

具体的には、次のような処理をします。

その他利益剰余金/その他資本剰余金
(繰越利益剰余金)

なお、この振替をすることによって、繰越利益剰余金がマイナスになることについては、特に問題ありません。

また、法人税においても、資本と利益の振替は認められておらず、振替をした場合には、別表五で調整しなければならないこととなっています。

具体的には、上記の仕訳を取り消す処理をします。

その他資本剰余金/その他利益剰余金

